定例庁議次第

令和6年2月27日 役場2階第2会議室

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
- 3. 審議事項

なし

4. 報告事項

(1) 吉岡町の保有する個人情報等の取扱いに関する安全管理措置の基準、運用の手引き 等について (総務課 小林課長)【資料番号1】

5. 議案事項

- (1) 議案第34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例(総務課 小林課長) 【資料番号2】
- (2) 議案第7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(健康子育て課 中島課長) 【資料番号3】
- (3) 議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (介護福祉課 永井課長)【資料番号4】
- (4) 議案第11号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (介護福祉課 永井課長)【資料番号5】
- (5) 議案第12号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (介護福祉課 永井課長)【資料番号6】
- (6) 議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を 定める条例 (介護福祉課 永井課長)【資料番号7】
- 6. その他
- 7. 閉会

資料番号1

2月27日 广議提出案件【概要説明書】

●内 容【2.報告事項】

〇公 開【1.公開】

〇概要説明【1.要】

付議者 総務課 小林 康弘

【件名】

吉岡町の保有する個人情報等の取扱いに関する安全管理措置の基準、運用の手引き 等について

【目 的】

個人情報保護法において、地方自治体に課せられている義務の一つとして、個人情報の漏えい等に対する安全管理措置を講ずることが個人情報保護法第66条第1項に規定されています。つきましては、個人情報の適正な取扱いを確保するための管理体制の構築等についての基準及びその取扱いに関する運用について要綱及びマニュアルの案を作成しましたので、報告するものです。

【概要】

- 1 吉岡町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱(案)及び個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関するマニュアル(案)について
 - (1) 安全管理措置の基準、運用に係る基本的な考え方について

個人情報保護委員会が作成した事務対応ガイドにおいて示される保有個人情報の安全管理措置の指針に沿ったものとするとともに、吉岡町情報セキュリティポリシー(以下「セキュリティポリシー」という。)との整合性をはかる。また、議会における個人情報の取扱いは個人情報保護法の対象ではないが、ネットワークや情報システムにおける管理は一元的に行っていることから、この基準の適用対象となる機関に含めものとする。

(2) 管理体制について

ア 責任者と役割について

個人情報等の管理に関する事務の総括する「総括保護管理者」に副町長を、各所属における保有個人情報の適切な管理を確保する任にあたる「保護管理者」に課局等の長を、保護管理者を補佐する「保護担当者」に保護管理者が指定する者を、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる「監査責任者」として総務課長をそれぞれ充て、個人情報等を適正に取扱うための体制を確保する。

イ 個人情報等の適切な管理のための委員会について

総括保護管理者及び保護管理者で構成される委員会を開催し、個人情報等の管理 に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行う体制を構築する。

(3) 教育研修について

保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を

図るための啓発その他必要な教育研修を行う体制を整備する。

(4) 保有個人情報の取扱いについて

業務において個人情報等を取り扱う場合において、アクセス制限、複写の制限等の 遵守事項を定める。

(5) 情報システムにおける安全確保等について

情報システム及び情報システム室等の安全管理について、事務対応ガイド及びセキュリティポリシーに沿うかたちでアクセス制限、不正アクセスの防止等の遵守事項を 定める。

(6) 個人情報の提供及び取扱いの委託について

ア 個人情報の提供する場合の遵守事項について

特定個人情報等を除く保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供する場合の遵守事項を定める。

イ 個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の遵守事項について

個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、適切な管理を行う能力を有する者を選定すること、契約書に事務対応ガイドで定められた項目を明記すること、委託先における個人情報の管理の状況等についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認することなどの遵守事項を定める。

(7) 安全管理上の問題への対応について

ア 報告体制等について

保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案等を認識した場合の報告 体制及び再発防止措置についての手順を定める。

イ 個人情報保護法の規定による報告等について

事案の発生時における個人情報保護法の規定により個人情報保護委員会への報告 が必要な場合や当該事案の当事者への連絡体制、公表等の措置について定める。

(8) 監査及び点検の実施等

ア 個人情報等の管理の状況に係る監査等について

個人情報等の管理の状況について、監査責任者による監査、保護管理者による点検、総括保護管理者、保護管理者等による評価及び見直しについて定める。

イ 個人番号を利用する事務等について

個人番号を利用する事務等について、その事務の流れを整理する。

(9) その他の事項について

職員の責務、サイバーセキュリティの確保、情報資産の取扱い等事務対応ガイドに おいて示される保有個人情報の安全管理措置の指針に沿った事項について定める。

2 今後の事務対応等について

(1) 今後の予定について

吉岡町情報公開・個人情報保護審査会への諮問

要綱の公布及びマニュアルの配付

安全管理措置に係る研修の開催(動画の視聴による方式)

令和6年4月1日から要綱の施行

資料番号2

2月27日 庁議提出案件【概要説明書】

- ●内 容【3. 議案事項(1. 議案)】
- 〇公 開【1.公開】
- 〇公開時期【1. 庁議後】
- 〇概要説明【1.要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

議案第34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

【提案理由】

組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

【概要】

1 監査委員事務局の職員の兼職に関する規定の改正(第2条関係)

組織機構の見直しに伴い、議会事務局の職員に監査委員事務局の職員を同時に兼ねさせるに当たり、改正を行うもの。

2 施行期日(附則関係)

令和6年4月1日

【上程予定】

資料番号3

2月27日 庁議提出案件【概要説明書】

- ●内 容【3. 議案事項(1. 議案)】
- ○公 開【1.公開】
- 〇公開時期【1. 庁議後】
- 〇概要説明【1.要】

付議者 健康子育て課長 中島 繁

【議案名】

議案第7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の 運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の改正に伴い、所要の改正を行うも の。

【概要】

1 重要事項の掲示見直し(第23条関係)

特定教育・保育施設内での「書面掲示」を求めている施設の運営規程の概要等の重要 事項について、「書面掲示」に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するもの とすること。

- 2 技術的改正(第53条第2項及び同項第2号関係) その他字句の整理を行うもの。
- 3 施行期日(附則関係)

令和6年4月1日。ただし、字句の整理を行う第53条の改正は公布の日。

【上程予定】

資料番号4

2月27日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項(1. 議案)】

○公 開【1.公開】

〇公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1.要】

付議者 介護福祉課長 永井 勇一郎

【議案名】

議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

【提案理由】

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の改正 に伴い、所要の改正を行うもの。

【概要】

- 1 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受ける場合の人員に関する基準
 - (1) 事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないものとすること。(新第4条第2項関係)
 - (2) 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないものとし、主任 介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、 介護支援専門員を管理者とすることができるものとすること。(新第5条第3項関係)
 - (3) 管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないものとすること。(新第5条第4項関係)

2 利用料等の受領に関する基準

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを受けることができることとすること。(新第12条第2項関係)
- (2) 交通費の支払いを受けるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとすること。(新第12条第3項関係)
- 3 「書面掲示」規制の見直し(新第23条第3項関係)

指定介護予防支援事業所及び基準該当予防支援事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完

結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載するものとすること。

4 身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 指定介護予防支援の利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとすること。(新第3 2条第2号の2関係)
- (2) 身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるもの。(新第32条第2号の3関係)
- (3) 身体的拘束等を行う場合の記録をその完結の日から5年間保存しなければならないものとすること。(新第30条第2項第3号関係)

5 モニタリングの実施(新第32条第1項第16号イ関係)

次に掲げる要件を設けた上で、少なくとも6月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするもの。

- (1) 利用者の同意を得ること。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - ア 利用者の心身の状況が安定していること。
 - イ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。
 - ウ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない 情報について、担当者から提供を受けること。

6 市町村への情報提供(新第32条第29号関係)

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供するものとすること。

7 技術的改正

- (1) 条項ずれ対応(第13条、第14条第4号第34条関係) 本条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。
- (2) 字句の整理(新第4条第1項、第5条第1項及び第2項、第6条第3項及び第4項 第2号、第14条本文並びに同条第1号及び第4号、第17条第1号、第23条第1 項及び第2項、新第30条第2項第2号工及び同項第4号から第6号まで、第32条 第1項第16号ア、ウ及び工、第35条第1項関係) その他字句の整理を行うもの。

8 施行期日等

(1) 施行期日(附則第1項関係)

令和6年4月1日。ただし、字句の整理の一部(第6条第4項、第17条及び第35条の改正)は公布の日。

(2) 経過措置(附則第2項関係)

指定介護予防支援事業所及び基準該当予防支援事業所の運営規程の概要等の重要事項を、原則として、ウェブサイトに掲載するものとする義務付けは、令和7年4月1日からとするもの。

【上程予定】

資料番号5

2月27日 庁議提出案件【概要説明書】

- ●内 容【3. 議案事項(1. 議案)】
- ○公 開【1.公開】
- 〇公開時期【1. 庁議後】
- ○概要説明【1.要】

付議者 介護福祉課長 永井 勇一郎

【議案名】

議案第11号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

【提案理由】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生 労働省令第34号)の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概要】

1 管理者の兼務範囲の明確化

次の介護サービス事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内に おける他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するもの。

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(第7条関係)
- (2) 指定夜間対応型訪問介護事業所(第48条関係)
- (3) 指定地域密着型通所介護事業所(第59条の4関係)
- (4) 指定療養通所介護事業所(第59条の24第1項関係)
- (5) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(第62条第1項関係)
- (6) 共用型指定認知症対応型通所介護事業所(第66条第1項関係)
- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第83条第1項関係)
- (8) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項関係)
- (9) 共同生活住居(第121条関係)
- (10) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(第131条関係)
- (11) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第165条関係)
- (12) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項関係)

2 身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 次のサービスの利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとすること。
 - ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(新第24条第8号関係)
 - イ 指定夜間対応型訪問介護(新第51条第5号関係)
 - ウ 指定地域密着型通所介護(新第59条の9第5号関係)
 - エ 指定療養通所介護(新第59条の30第3号関係)

- 才 指定認知症対応型通所介護(新第70条第5号関係)
- (2) 次のサービスの身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるもの。
 - ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(新第24条第9号関係)
 - イ 指定夜間対応型訪問介護(新第51条第6号関係)
 - ウ 指定地域密着型通所介護(新第59条の9第6号関係)
 - エ 指定療養通所介護(新第59条の30第4号関係)
 - 才 指定認知症对応型通所介護(新第70条第6号関係)
- (3) 次のサービスの身体的拘束等を行う場合の記録をその完結の日から5年間保存しなければならないものとすること。
 - ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(新第42条第2項第5号関係)
 - イ 指定夜間対応型訪問介護(新第58条第2項第3号関係)
 - ウ 指定地域密着型通所介護(新第59条の19第2項第3号関係)
 - エ 指定療養通所介護(新第59条の37第2項第4号関係)
 - 才 指定認知症対応型通所介護事業所(新第79条第2項第3号関係)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護の身体的拘束等の適正化のための次の措置を義務付けること。
 - ア 委員会の設置(新第92条第7号ア及び第196条第7号ア関係)
 - イ 指針の整備(新第92条第7号イ及び第196条第7号イ関係)
 - ウ 研修の実施(新第92条第7号ウ及び第196条第7号ウ関係)
- 3 「書面掲示」規制の見直し(新第34条第3項)

次の介護サービス事業所内での「書面掲示」を求めている介護サービス事業所の運営 規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書 面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載するものとすること。

- (1) 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所
- (2) 夜間対応型訪問介護事業所
- (3) 指定地域密着型通所介護事業所
- (4) 共生型地域密着型通所介護事業所
- (5) 指定療養通所介護事業所
- (6) 指定認知症対応型通所介護事業所
- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (8) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (9) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- (10) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (11) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
- (12) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 4 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

次の介護サービス事業所に利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負

担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるもの。(新第106条の2関係)

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (3) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (5) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
- (6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

5 協力医療機関との連携体制の構築

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定地域密着型特定施設入居者生活介 護事業所
 - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めるものとすること。
 - (ア) 入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。(新第125条第2項第1号及び新第146条第2項第1号関係)
 - (イ) 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。(新第 125条第2項第2号及び新第146条第2項第2号関係)
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った市町村長に提出しなければならないものとすること。(新第125条第3項及び新第146条第3項関係)
 - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めるものとすること。 (新第125条第6項及び新第146条第6項関係)
- (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
 - ア 以下の要件を満たす協力医療機関(ウの要件を満たす協力医療機関にあっては、 病院に限る。)を定めることを義務付けるもの(複数の医療機関を定めることにより 要件を満たすこととしても差し支えないこととする。)。
 - (ア) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。(新第171条第1項第1号関係)
 - (イ) 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 (新第171条第1項第2号関係)
 - (ウ) 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。(新第171条第1項第3号関係)
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の

対応を確認するとともに、当該医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った市町村長に提出しなければならないものとすること。(新第171条第2項関係)

ウ 入所者が協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めるものとすること。(新 第171条第5項関係)

6 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとすること。(新第125条第4項、新第146条第4項及び新第171条第3項関係)
- (2) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、指定認知症対応型 共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所及び指定地域密 着型介護老人福祉施設は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生 時等の対応について協議を行うことを義務付けるもの。(新第125条第5項、新第1 46条第5項及び新第171条第4項関係)
- 7 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化(新第 130条第11項関係)

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3(要支援者の場合は10)又はその端数を増すごとに0.9以上であるものとすること。

8 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

- (1) 介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めるものとすること。(第146条の2第1項関係)
- (2) 緊急時における対応方法は、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付けるもの。 (新第146条の2第2項関係)
- 9 ユニットケアの質の向上のための体制の確保(新第186条第5項)

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないものとすること。

10 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化(第196条第1号関係) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正

する法律(令和5年法律第31号)による介護保険法の改正により、看看護小規模多機 能型居宅介護のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看 護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助)が含まれる旨を明確化されたことに 伴い、所要の改正を行うもの。

11 技術的改正

(1) 条項ずれ対応(第6条第5項第5号、新第6条第5項第11号、新第24条第10号及び第11号、新第42条第2項第6号から第8号まで、新第47条第4項第11号、新第51条第7号から第9号まで、新第58条第2項第4号から第6号まで、新第59条の9第7号及び第8号、新第59条の19第4号から第7号まで、第59条の20の3、新第59条の30第5号から第7号まで、新第59条の37第2項第5号から第8号まで、新第70条第7号及び第8号、新第79条第2項第4号から第7号まで、新第92条第8号及び第9号、新第125条第7項及び第8項、新第130条第7項第2号、新第146条第7項、第151条第6号、新第171条第6項、新第186条第6項、新第190条第4号並びに新第196条第8号から第12号まで関係)

本条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。

(2) 指定介護療養型医療施設の廃止に伴う技術的改正(旧第6条第5項第11号、第83条第1項、旧第47条第4項第11号、第82条第6項、旧第130条第7項第2号、第150条第8項第3号及び旧第190条第7項第4号関係)

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の 2第1項の経過措置期間が令和6年3月31日でその効力を失うことにより指定介護 療養型医療施設が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。

(3) 字句の整理(第6条第2項、第6条第6項、新第9条第2項第2号、第34条第1項及び第2項、第42条第2項第2号、新第42条第2項第6号から第8号まで、第47条第3項、第47条第5項及び第6項、第58条第2項第2号、新第58条第2項第4号から第6号まで、第59条の19第2項第2号、新第59条の19第2項第4号から第6号まで、第59条の26第4項、第59条の37第2項第3号、新第59条の37第2項第5号から第8号まで、第65条第2項、第71条第1項、第79条第2項第2号、新第79条第2項第4号から第6号まで、第83条第3項、第85条第2項第1号、第92条第5号及び第6号、新第92条第8号及び第9号、第107条第2項第3号から第7号まで、第127条第2項第2号から第6号まで、第144条第9号、第147条第2項第2号から第7号まで、第166条第5号から第7号まで、第175条第2項第2号から第6号まで、第200条第2項第6号から第9号まで並びに第203条第1項関係)

その他字句の整理を行うもの。

12 施行期日等

(1) 施行期日(附則第1項関係)

令和6年4月1日。ただし、字句の整理の一部(第9条、第59条の26、第85

条、第144条及び第203条の改正)は公布の日。

(2) 経過措置

- ア 次の介護サービス事業所の運営規程の概要等の重要事項を、原則として、ウェブサイトに掲載するものとする義務付けは、令和7年4月1日からとするもの。(附則第2項関係)
 - (ア) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (イ) 夜間対応型訪問介護事業所
 - (ウ) 指定地域密着型通所介護事業所
 - (エ) 共生型地域密着型通所介護事業所
 - (才) 指定療養通所介護事業所
 - (力) 指定認知症对応型通所介護事業所
 - (キ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (ク) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (ケ) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
 - (コ) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (サ) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (シ) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- イ 指定小規模多機能型居宅介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護の身体的拘束 等の適正化のための、委員会の設置、指針の整備及び研修の実施の義務付けは、令 和7年3月31日までの間は、努力義務とするもの。
- ウ 次の介護サービス事業所への利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けは、令和9年3月31日までの間は、努力義務とするもの。
 - (ア) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (イ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (ウ) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
 - (工) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (オ) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (力) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- エ 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設への所要の要件を満たす協力医療機関を定めることの義務付けは、令和9年3月31日までの間は、努力義務とするもの。

【上程予定】

資料番号6

2月27日 庁議提出案件【概要説明書】

- ●内 容【3. 議案事項(1. 議案)】
- ○公 開【1.公開】
- 〇公開時期【1. 庁議後】
- ○概要説明【1.要】

付議者 介護福祉課長 永井 勇一郎

【議案名】

議案第12号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

【提案理由】

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概要】

1 管理者の兼務範囲の明確化

次の介護サービス事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内に おける他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するもの。

- (1) 単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護事業所(第6条第1項関係)
- (2) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(第10条第1項関係)
- (3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第45条第1項関係)
- (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第72条第1項関係)
- (5) 共同生活住居(第79条関係)

2 「書面掲示」規制の見直し(新第32条第3項関係)

指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所内での「書面掲示」を求めている介護サービス事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載するものとすること。

3 身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとすること。(新第42条第10号関係)
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護の身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるもの。(新第42条第11号関係)

- (3) 指定介護予防認知症対応型通所介護の身体的拘束等を行う場合の記録をその完結 の日から5年間保存しなければならないものとすること。(新第40条第2項第3号関 係)
- (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の身体的拘束等の適正化のための次の措置を義務付けること。
 - ア 委員会の設置(新第53条第3項第1号関係)
 - イ 指針の整備(新第53条第3項第2号関係)
 - ウ 研修の実施(新第53条第3項第3号関係)
- 4 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所に利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置を義務付けるもの。(新第63条の2関係)

5 技術的改正

(1) 条項ずれ対応(新第40条第4号から第7号まで、新第42条第12号から第16 号まで、新第83条第7項及び第8項並びに第86条関係)

本条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。

(2) 指定介護療養型医療施設の廃止に伴う技術的改正(第9条第2項及び第44条第6 項関係)

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の 2第1項の経過措置期間が令和6年3月31日でその効力を失うことにより指定介護 療養型医療施設が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。

(3) 字句の整理(第79条、第11条第2項第2号、第32条第1項及び第2項、第39条第4項、第40条第2項第2号、新第40条第2項第4号から第6号まで、第53条第1項、第64条第2項第3号から第7号まで、第85条第2項第2号から第6号まで並びに第92条第1項関係)

その他字句の整理を行うもの。

6 施行期日等

(1) 施行期日(附則第1項関係)

令和6年4月1日。ただし、字句の整理の一部(第11条、第39条及び第92条 の改正)は公布の日。

(2) 経過措置

- ア 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の運営規程の概要等の重要事項を、原則として、ウェブサイトに掲載するものとする義務付けは、令和7年4月1日からとするもの。(附則第2項関係)
- イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の身体的拘束等の適正化のための、委員会

の設置、指針の整備及び研修の実施の義務付けは、令和7年3月31日までの間は、 努力義務とするもの。

ウ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所への利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽 減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けは、令和9年3月31日 までの間は、努力義務とするもの。

【上程予定】

資料番号7

2月27日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項(1. 議案)】

〇公 開【1.公開】

〇公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1.要】

付議者 介護福祉課長 永井 勇一郎

【議案名】

議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

【提案理由】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第38号)の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概要】

- 1 指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準
 - (1) 原則、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数(44に満たない端数の場合も含む。)ごとに1ずつ増すものとすること。(第5条第2項関係)
 - (2) 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、49の倍数(49に満たない端数の場合も含む。)ごとに1ずつ増すものとすること。(第5条第3項関係)
- 2 管理者の兼務範囲の明確化(第6条第3項第2号関係)

指定居宅介護支援事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内に おける他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するもの。

3 サービス内容及び手続の説明及び同意の義務付けの緩和(第7条第2項及び新第7条 第3項関係)

指定居宅介護支援事業者が次に掲げる事項に関して、次に掲げる事項に関して利用者 に説明し、理解を得なければならないとする義務付けを努力義務に緩和するもの。

- (1) 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合
- (2) 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸

与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

4 身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 指定居宅介護支援の利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとすること。(新第1 6条第2号の2関係)
- (2) 指定居宅介護支援の身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるもの。(新第16 条第2号の3関係)
- (3) 指定居宅介護支援の身体的拘束等を行う場合の記録をその完結の日から5年間保存しなければならないものとすること。(新第32条第3号関係)

5 モニタリングの実施(新第16条第15号イ関係)

次に掲げる要件を設けた上で、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするもの。

- (1) 利用者の同意を得ること。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - ア 利用者の心身の状況が安定していること。
 - イ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。
 - ウ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない 情報について、担当者から提供を受けること。

6 「書面掲示」規制の見直し(新第25条第3項関係)

指定居宅介護支援事業所及び基準該当居宅介護支援事業所内での「書面掲示」を求めている介護サービス事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載するものとすること。

7 技術的改正

(1) 条項ずれ対応(新第7条第4項から第9項まで、第32条第2項第2号工及び新第32条第2項第4号から第6号まで関係)

本条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。

(3) 字句の整理(第4条第4項、第6条第3項第2号、新第7条第5項第2号、第16条第14号及び第29号、第25条第1項及び第2項、新第32条第2項第5号及び第6号並びに第34条関係)

その他字句の整理を行うもの。

8 施行期日等

(1) 施行期日(附則第1項関係)

令和6年4月1日。ただし、字句の整理の一部(第6条(「当該定居宅介護支援事業所」を「当該指定居宅介護支援事業所」に改める部分に限る。)、新第7条第5項第2号及び第34条の改正)は公布の日。

(2) 経過措置(附則第2項関係)

指定居宅介護支援事業所及び基準該当居宅介護支援事業所の運営規程の概要等の重要事項を、原則として、ウェブサイトに掲載するものとする義務付けは、令和7年4月1日からとするもの。

【上程予定】